

自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領

(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)

	平成10年6月17日	自保第128号の2
改正	平成16年4月 7日	国自総第13号
改正	平成17年3月31日	国自総第549号
改正	平成18年3月31日	国自総第597号
改正	平成19年3月23日	国自総第554-2号
改正	平成20年3月14日	国自総第482号
改正	平成21年5月18日	国自旅第37号
改正	平成22年3月19日	国自旅第327号
改正	平成23年3月25日	国自旅第229号
改正	平成24年3月30日	国自安第 96号
改正	平成25年5月15日	国自技第 15号
改正	平成25年7月30日	国自技第 78号
改正	平成26年6月19日	国自安第 33号
改正	平成27年6月24日	国自技第 83号
改正	平成28年6月24日	国自安第 61号
改正	平成28年11月25日	国自安第 167号
改正	平成28年12月21日	国自旅第 261号

この要領は、自動車事故対策費補助金のうち、自動車運送事業の安全総合対策事業に係る補助金の交付に関して、自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年9月12日付け自保第151号。以下「交付要綱」という。）のうち、事故防止対策支援推進事業にかかる実施細目を以下のとおり定めるものである。

1. 用語

この要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 自動車事故対策費補助金交付申請書（交付要綱第4条第1項関係）

交付要綱第4条第1項の自動車事故対策費補助金交付申請書（交付要綱第1号様式）の記載事項等は、次のとおりとする。

(1) 「1. 補助対象事業の種別」の欄には、「自動車運送事業の安全総合対策事業」と記入すること。

(2) 「2. 補助対象事業の内容」の欄には、次のいずれかを記入すること。

①先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援

②運行指示書作成等を行うシステム導入に対する支援

なお、①にあつては別紙1の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

(3) 「3. 補助対象経費」の欄には、補助対象経費の総額を記入すること。

なお、先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援にあつては別紙2、運行指

示書作成等を行うシステム導入に対する支援にあっては別紙6の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

(4) 添付書類

- ① 「5.(1)申請者の営む主な事業及びその内容」及び「5.(2)申請者の資産及び負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分から必要部分を抜粋したものを添付すること。（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の一般貸切旅客自動車運送事業者の事業報告書とともに、申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債について分かる書類を添付すること。）

- ② 「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次のア～オの各書類を添付すること。

ア 交付要綱別表（注）4.の事項について記載した書類（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の一般貸切旅客自動車運送事業者が作成したもの）

イ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書（補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること）

ウ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であって、当初のリース契約期間が次表に掲げる自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間（以下「財産の処分の制限期間」という。）に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を満たすまでの間、一般貸切旅客自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類

(財産処分の制限期間)

当該補助対象となる 機器の貸し渡し先 補助対象となる機器	一般貸切旅客自動車 運送事業者
	5 年
先進安全自動車（ASV）	5 年
デジタル式運行記録計	5 年

エ 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）の交付を受けようとする者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の一般貸切旅客自動車運送事業者）が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合又はこれら以外であることを証する書類（事

業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等)

(注) 中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

中小企業等協同組合法第3条：中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一 の 二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

オ 上記以外の参考書類（補助対象経費の算出の基礎となる見積書及び仕様書等）

3. 自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書（交付要綱第4条第3項関係）

交付要綱第4条第3項の自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書（交付要綱第1の3号様式）記載事項等は、次のとおりとする。

(1) 「1. 補助対象事業の内容」の欄には、次のいずれかを記入すること。

- ① 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- ② 運行管理の高度化に対する支援

なお、①にあつては別紙3、②にあつては別紙5の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

(2) 「2. 補助対象経費」の欄には、補助対象経費の総額を記入すること。

(3) 添付書類

- ① 「4. (1) 申請者の営む主な事業及びその内容」及び「4. (2) 申請者の資産及び負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分から必要部分を抜粋したものを添付すること。（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあつては、貸し渡し先の一般貸切旅客自動車運送事業者の事業報告書とともに、申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類を添付すること。）

- ② 「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次のア～カの各書類を添付すること。

ア 交付要綱別表（注）4. の事項について記載した書類（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあつては、貸し渡し先の一般貸切旅客自動車運送事業者が作成したもの）

イ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸付料金の算定根拠明細書（補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること）

ウ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であって、当初のリース契約期間が自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を満たすまでの間、一般貸切旅客自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類

エ 先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援及び運行管理の高度化に対する支援の交付を受けようとする者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の一般貸切旅客自動車運送事業者）が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合又は先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援にあっては、これら以外であることを証する書類（事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

中小企業等協同組合法第3条：中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一 の 二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

オ 運行管理の高度化に対する支援の交付を受けようとする者が、同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、他の国の補助金を受けないことを証する書類

カ 上記以外の参考書類（補助対象経費の算出の基礎となる見積書及び仕様書等）

- ③ 「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は次のア～ウの書類とする。ただし、このうちア～イの各書類を添付することができないときは、アの書類に代えて補助事業に係る契約先からの代金支払請求書を、イの書類に代えて補助対象事業者の確約書をそれぞれ添付するものとするが、これらの場合ア～イの各書類は後日提出しなければならない。

ア 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類（当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から３か月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る。）についても認めることとする。なお、相殺（債権債務の相殺消去）によるものは認めない。）

イ 補助対象事業の実施に要した経費を預貯金口座から支出したことを証する通帳の写し又は振込証明書の写し

ウ 次表に掲げる事業の種別ごとに○を付した書類（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）にあつては「車両」欄のうち自動車検査証の写し及び納品書の写しとする。）

事業の種別		自動車検査証の写し	納品書の写し	購入・整備した物品等の写真	契約書、完了調書等事業の実施を証する書類	調査等の報告書
物品等の購入・整備	車 両	○	○	○		
	その他	○		○		

４．補助対象事業実績報告書（交付要綱第１０条関係）

交付要綱第１０条の補助対象事業実績報告書（交付要綱第７号様式）の「３．完了した補助対象事業の概要」には、「平成２８年度自動車運送事業の安全総合対策事業実績報告書のとおり」と記入し、先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援にあつては別紙４、運行指示書作成等を行うシステム導入に対する支援にあつては別紙７の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

なお、別紙４、別紙７に添付する「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は、次の（１）～（３）の書類とする。ただし、このうち（１）～（２）の各書類を添付することができないときは、（１）の書類に代えて補助事業に係る契約先からの代金支払請求書を、（２）の書類に代えて補助対象事業者の確約書をそれぞれ添付するものとするが、これらの場合、（１）～（２）の各書類は後日提出しなければならない。

- （１）補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類（当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から３か月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る。）についても認めることとする。なお、相殺（債権債務の相殺消去）によるものは認めない。）
- （２）補助対象事業の実施に要した経費を預貯金口座から支出したことを証する通帳の写し又は振込証明書の写し
- （３）次表に掲げる事業の種別ごとに○を付した書類（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）にあつては「車両」欄のうち自動車検査証の写し及び納品書の写しとする。）

事業の種別		自動車検査証の写し	納品書の写し	購入・整備した物品等の写真	契約書、完了調書等事業の実施を証する書類	調査等の報告書
-------	--	-----------	--------	---------------	----------------------	---------

					書類	
物品等の 購入・整備	車 両	○	○	○		
	その他	○		○		
システム整備			○	○	○	

(4) リース事業者にあつては、賃貸契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書（補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること。）並びに当初のリース契約期間が財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を満たすまでの間、一般貸切旅客自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類

(5) 上記以外の参考書類

附則

1. 自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領（自動車事故防止事業－都道府県バス協会の部）（平成9年5月30日付け自保第126号の2）は廃止する。

附則（平成16年4月7日付け国自総第13号）

1. この要領は、平成16年度の補助金から適用する。

附則（平成17年3月31日付け国自総第549号）

1. この要領は、平成17年度の補助金から適用する。ただし、2. (4)②ウの書類に記載するオムニバスタウン計画に係る成果目標については、平成17年度以降2か年度以上の計画期間を有しているオムニバスタウン計画及び平成17年4月1日以降に指定を受けるオムニバスタウン計画に係るものに限るものとする。

附則（平成18年3月31日付け国自総第597号）

1. この要領は、平成18年度の補助金から適用する。

附則（平成19年3月23日付け国自総第554－2号）

1. この要領は、平成19年度の補助金から適用する。

附則（平成20年3月14日付け国自総第482号）

1. この要領は、平成20年度の補助金から適用する。

附則（平成21年5月18日付け国自旅第37号）

1. この要領は、平成21年5月18日から適用する。

附則（平成22年3月19日付け国自旅第327号）

1. この要領は、平成22年度の補助金から適用する。

附則（平成２３年３月２５日付け国自旅第２２９号）

- １．この要領は、平成２３年度の補助金から適用する。

附則（平成２４年３月３０日付け国自安第 ９６号）

- １．この要領は、平成２４年度の補助金から適用する。

附則（平成２５年５月１５日付け国自技第 １５号）

- １．この要領（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援に係る分）は、平成２５年度の補助金から適用する。

附則（平成２５年７月３０日付け国自技第 ７８号）

- １．この要領は、平成２５年度の補助金から適用する。

附則（平成２６年６月１９日付け国自安第 ３３号）

- １．この要領は、平成２６年度の補助金から適用する。

附則（平成２７年６月２４日付け国自技第 ８３号）

- １．この要領は、平成２７年度の補助金から適用する。

附則（平成２８年６月２４日付け国自安第 ６１号）

- １．この要領は、平成２８年度の補助金から適用する。

附則（平成２８年１１月２５日付け国自安第 １６７号）

- １．この要領は、平成２８年度の補助金のうち平成２８年１２月１日以降に申請のあった補助金から適用する。

附則（平成２８年１２月２１日付け国自旅第 ２６１号）

- １．この要領は、平成２８年度の補助金のうち平成２８年１２月２１日以降に申請のあった補助金から適用する。